

## 建築設計業務委託特記仕様書

### 1 委託名

伊勢原市民文化会館施設改修工事設計業務

### 2 業務範囲及び業務内容

次の表－１のとおりとする。

表－１

|                                       | 業 務 範 囲 |                | 業 務 内 容                          |
|---------------------------------------|---------|----------------|----------------------------------|
| 設計                                    | 1       | 設計             | 建築・電気設備・機械設備設計                   |
|                                       | 2       | 概算工事費算出書作成     | 予算要求資料となる概算工事費算出書作成              |
|                                       | 3       | 積算             | 積算数量算出書、単価作成資料及び見積検討資料の作成並びに見積収集 |
|                                       | 4       | 協議等及び記録作成      | 業務に係る協議等及び記録作成                   |
|                                       | 5       | 工程表作成          | 想定工事工程表作成                        |
|                                       | 6       | 工法及び材料提案書の作成   | 工法及び材料の選定過程等作成(比較表含む)            |
|                                       | 7       | その他市長が必要と認めたもの | *別途協議とする                         |
| 積算<br>(大ホール<br>特定天井・<br>小ホール<br>特定天井) | 1       | 概算工事費算出書作成     | 予算要求資料となる概算工事費算出書作成              |
|                                       | 2       | 積算             | 積算数量算出書、単価作成資料及び見積検討資料の作成並びに見積収集 |
|                                       | 3       | 協議等及び記録作成      | 業務に係る協議等及び記録作成                   |
|                                       | 4       | 工程表作成          | 想定工事工程表作成                        |
|                                       | 5       | その他市長が必要と認めたもの | *別途協議とする                         |

### 3 施設概要・設計条件等

別紙「設計条件書」による。

### 4 適用する基準等

適用する基準等は、関係法令(条例及び規則を含む)のほか次による。

- (1) 伊勢原市公共建築工事積算基準<伊勢原市総務部財産管理課>
- (2) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) <国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和7年版>
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) <国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和7年版>
- (4) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) <国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和7年版>

## 5 業務代理人の資格要件

一級建築士の免許登録後1年以上の業務経験を有する者

## 6 貸与品等

貸与品等は、次のとおり。

- (1) 製本図面
- (2) 「特定天井任意評定資料」

## 7 成果品

次の表－2のとおりとする。

表－2

| 成 果 品 |                | 備 考                                   |
|-------|----------------|---------------------------------------|
| 1     | 原図             | *縮尺はA1とする<br>紙提出はA3印刷とすること            |
| 2     | 製本図面（A2版） 2部   | *施設所管課用                               |
| 3     | 製本図面（A4版） 8部   | *財産管理課用                               |
| 4     | 電子データ          | *PDF形式、JWW形式等                         |
| 5     | 積算数量調書         | *Excel形式等                             |
| 6     | 概算工事費算出書       | *令和9年4月30日までに提出すること<br>*実施設計図面も提出すること |
| 7     | 内訳書            | *採用単価表、単価資料等を添付すること                   |
| 8     | 代価表            | *採用単価表、単価資料等を添付すること                   |
| 9     | 見積書            | *比較表を添付すること                           |
| 10    | 各協議等記録         | *協議等を行った場合、速やかに提出すること                 |
| 11    | 想定工事工程表        | *工事で届出等が必要な場合、工期に反映させること              |
| 12    | 工法及び材料提案書      | *令和9年4月30日までに提出すること                   |
| 13    | 各種計算書          | *各種計算した資料等を添付すること                     |
| 14    | 積算チェックリスト      | *指定様式                                 |
| 15    | その他市長が必要と認めたもの | *別途協議とする                              |

## 8 その他

- (1) 設計の着手にあたっては事前に設計対象敷地及び周辺状況を十分に調査すること。
- (2) 設計対象物の類似事例について調査し、必要に応じて資料等を作成すること。
- (3) 設計の各段階、又は必要と認められるときは、調査職員と十分協議し、確認を受けること。
- (4) 図面内容のうち、設計上不必要となったものは、発注者の承諾を得て省略することができる。
- (5) 積算業務は、調査職員の承諾を得た実施設計図面をもって行うこと。

実施設計図面は令和9年4月30日までに提出すること。

- (6) 令和9年4月30日までに成果品として、概算工事費算出書、概略工事工程表、工法及び材料提案書

を提出すること。

また、工程表の検討において、市民文化会館の休館期間は令和9年4月から令和11年3月を予定しており、請負工事契約締結時期は令和9年12月を予定している。

設備機器の納期遅延等により休館期間内に工事が完成しない、大幅な工事費増等において、休館期間、複数工期などの検討を行うこと。

- (7) 概算工事費算出にあたっては、原則実施設計に基づき金額を算出すること。
- (8) 見積単価を採用するときは、特殊なものを除き、十分な施工実績がある業者へ見積依頼すること。
- (9) 調査職員等との協議等内容について、その都度記録を整理し、調査職員に速やかに提出すること。
- (10) 成果品の書式は、調査職員の指示による。ただし、内訳書・代価表は、「営繕積算システム RIBC 2（一般財団法人建築コスト管理システム研究所）」を使用して作成すること。
- (11) 成果品における工事種別の分類方法は、調査職員の指示による。
- (12) 表－2の「1」、「5」から「15」については、電子データを電子媒体（CD-R）に保存して提出すること。
- (13) 原則、令和9年5月30日までに成果品一式を調査職員へ提出し、調査職員の確認期間を十分に設けること。
- (14) 成果品として提出する見積書は、令和9年9月末までの有効期限のものとする。
- (15) 本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じたときはその都度協議して定める。